

○千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部  
「人を対象とする研究」倫理指針

(目的)

第1条 この指針は、人を対象とする研究を遂行するうえで求められる研究者の行動、態度の倫理的指針および研究計画の審査に関する事項を定める。

(研究の基本)

第2条 人を対象とする研究を行う者は、個人の生命、尊厳および基本的人権を重んじ、科学のおよび社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、安全・安心な方法で行い、研究対象者の身体的、精神的負担および苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

3 研究者は、所属学会の研究倫理を参照し、研究倫理を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この指針において、次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「人を対象とする研究」とは、研究者が、個人または集団を対象に、その行動、心身もしくは環境等に関する情報またはデータ等の収集・採取を行う研究を指す。

(2) 「個人の情報またはデータ等」とは、個人または集団の特性としての思想、信条、身体、行動および環境等に関する情報またはデータのことをいう。

(3) 「研究者」とは、本学の教員とその学外共同研究者ならびに本学学生を指す。なお、学生が行う研究活動については、本指針の内容を熟知した指導教員が適切に指導を行わなければならない。

(4) 「研究対象者」とは、研究のため個人の情報またはデータ等を提供する者をいう。

(研究者の説明責任)

第4条 研究者が、個人の情報またはデータ等を収集・採取するときは、研究者は、研究対象者に対して研究目的、研究計画、研究成果の発表方法等について研究対象者にわかりやすく説明しなければならない。

2 研究者は、個人の情報またはデータ等を収集・採取する場合、研究対象者に対し何らかの身体的、精神的負担もしくは苦痛を伴うことが予見される場合、その予見される状況を研究対象者にできるだけわかりやすく説明しなければならない。

(研究対象者からの同意)

第5条 研究者が、個人の情報またはデータ等を収集・採取するときは、予め研究対象者の同意を得ることを原則とする。

2 「研究対象者の同意」には、個人の情報またはデータ等の取扱いならびに発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3 研究者は、研究対象者が研究実施期間内いつでも、同意を撤回し研究への協力を中止する権利ならびに当該個人の情報またはデータ等の開示を求める権利を有することを研究対象者にわかりやすく説明しなければならない。

4 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。

5 研究対象者からの同意は、原則として文書により行い、研究者は、その記録を適切な期間保管しなければならない。

6 研究者は、研究対象者が同意を撤回した場合は、当該個人の情報またはデータ等を廃棄しなければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究者が第三者に委託し、個人の情報またはデータ等を収集・採取する場合は、この指針の趣旨に則った契約を交わして行なわなければならない。

(授業等における収集・採取)

第7条 研究者が、授業、演習、実技、実験、実習等の教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報またはデータ等を収集・採取するときは、予め受講生の同意を得なければならない。

(研究計画等の審査)

第8条 千葉経済大学および千葉経済大学短期大学部に人を対象とする研究に関する研究計画書等の審査をするため、倫理審査委員会を置く。

2 倫理審査委員会は、研究者からの申請があった場合、学長からの指示によって、研究計画等の審査を開始する。

3 倫理審査委員会の運営等については別に定める。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する